

構内喫煙事象にかかわる 不適切事象について

東京電力ホールディングス株式会社

<概 要>

2019.10.31に発生した『**構内喫煙**』については、1F構内から物品搬出の際、構内駐車中の車内にて協力企業作業員が搬出書類作成中に喫煙をしたことが、車両スクリーニングの際に発覚した不適切事象であった。

また、当該作業が『**協力企業の自社内業務作業**』であることが分かり、構内**放射線管理区域**作業運用上の不適切と思われる以下の3件について確認した。

1. 管理Gが不明確な構内作業の実施
2. 物品搬出用紙の不備
3. 車両の目的外使用

1.管理する範囲(区域)

《管理範囲とは》

放射線による被ばく防止と放射性物質の汚染拡大防止をはかるために管理する区域になります。 ⇒ 『放射線管理区域』

《震災前の管理範囲》

震災前の『放射線管理区域』は、主にタービン建屋・原子炉建屋等、放射線環境のある建物内等を管理対象としていた。
その他の一般区域については、非管理区域としていた。



《震災後の管理範囲》

正門・入退域管理棟から『放射線管理区域』となることから、構内で活動(作業)する場合は、全て管理対象となる。

⇒よって、構内作業は作業毎に管理Gの作業許可が必要になる。

2. 管理対象区域

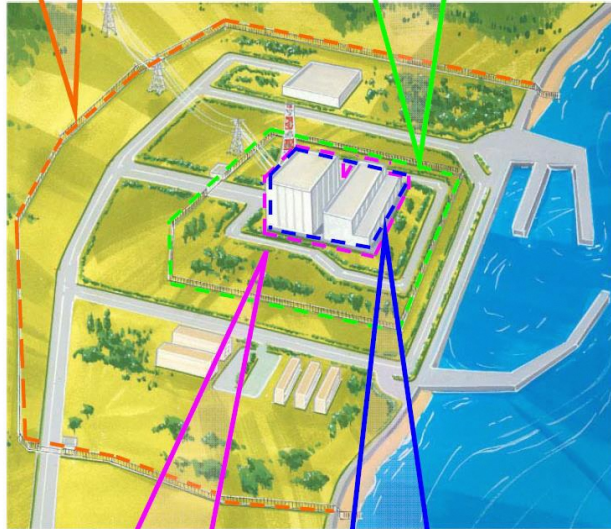
震災前の一般的な区域区分

②発電所内の区域区分

発電所構内は、防護柵や壁などいくつかの区域に区分され、許可された人以外の立ち入りを制限するなど、厳重な管理が行われています。

周辺監視区域(警備所)※
人の居住を禁止し、境界に柵を設け、業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限している区域です。

周辺防護区域(ゲート)
防護区域の外側で防護区域への不法な侵入を防止するため防護柵などで囲まれた区域です。
(監視するためのカメラやセンサーなどが何重にも取り付けられ、外部からの侵入を早期に発見できるようにしてあります)



防護区域(ゲート)
特定核燃料物質を使用・貯蔵する設備が設置されている区域です。
(建物の壁や扉は簡単に壊されないように頑丈なものにしています)

管理区域(チェックポイント・更衣所)
放射線による無用な被ばくの防止と放射性物質による汚染の拡大防止をはかるために管理を必要とする区域です。

※福島第一原子力発電所においては、周辺監視区域を管理区域と同等の管理を要する「管理対象区域」としています。

現在の1Fの区域区分



管理対象区域と周辺監視区域は同じエリア

3. 今回の不適切事象

《管理Gが不明確な構内作業の実施》

構内に設置してる協力企業が管理する、資材倉庫の管理業務を当社管理Gに許可なく作業を行っていた事。

《物品搬出用紙の不備》

当該企業が別に登録してる工事件名を物品搬出書類に記載し、管理Gに承諾なく、物品搬出業務を行っていた事。

《車両の目的外使用》

物品搬出業務と関連のない工事の登録車両を使用していた事。



当該協力企業は、複数の工事を請け負っており、共用で使用される工事に資機材等の管理を自社による『自社内管理業務』としていた。また、自社内管理業務としていたが、請け負っている工事件名であれば、搬出書類作成・車両について、共用できると認識していた。

原因・対策

《原因》

震災後、1Fの環境変化に対して、その都度の対応が明確にされておらず、震災前の運用及び火事場の対応が継続されていた状況であった。

《対策》

不適切事象対策として『ルール・しくみ』を現状に合わせた見直しをすることで、1F構内の管理体制を明確に示す。



- 放射線安全推進連絡会にて事象の周知と物品搬出ルールについて、再確認をした。2019/11/13
- 安推協加盟協力企業へ『自社内管理業務』について、アンケート方式の調査を実施 2019/12～
- 2019/12/26安推協にて、1F構内における『自社内管理業務』に関連した業務の『ルール・しくみ』の見直しを策定していくことともに、運用までの期間について、暫定処置を周知した。